

竹原市地域維持業務委託事務処理試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市が所管する地域維持事業に係る業務を委託する場合の事務処理に関し、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「地域維持事業」とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等（維持管理に該当しない新設又は改築等の工事は含まない。）をいい、「地域維持事業に係る業務（以下「業務」という。）」とは、地域維持事業をその特性等から竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号）第6条本文の資格の認定を受けている者（以下「資格者」という。）に発注し実施することをいう。

2 この要領において、「地域維持型契約方式」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）第2の2(1)③に規定された地域維持事業の契約方式をいう。

3 この要領において、「地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）」とは、地域維持事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(発注方法等)

第3条 業務の発注方法は、業務の内容や地域における資格者の状況等に応じて一般競争入札方式、指名競争入札方式又は随意契約方式を選択するものとする。

2 地域維持事業の担い手の安定的な確保その他地域の実情に応じて必要がある場合は、地域維持型契約方式を活用するものとする。

(事務処理等)

第4条 競争入札又は随意契約における事務処理の方法等については、建設工事を発注する場合に準ずる。

(対象業務)

第5条 対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域維持事業に係る業務
- (2) 請負対象設計金額が130万円以上の植栽管理業務
- (3) 地域維持型JVに入札参加を認める業務

(工事を含めて発注する場合に求める資格)

第6条 地域維持業務の中に工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち維持管理に該当しない新設又は改築等の工事を除くものをいう。以下同じ。）を含めて発注する場合は、一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）、指名競争入札における指名業者の選定条件、又は随意契約による場合の見積徴取の相手方の選定条件として、次の事項を定めるものとする。

- (1) 資格の認定に係る格付けの等級が、当該業務の請負対象設計金額の区分に応じ、竹原市建設工事発注事務処理要領（平成29年6月1日施行。以下「事務処理要領」という。）別表に定めるものであること。この場合においては、事務処理要領第13条による等級区分の緩和を適用することができる。
- (2) 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高（資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。）が、一定の金額（当該工事部分の請負対象設計金額に相当する額）以上であること。ただし、地域維持型契約方式の活用により、複数年契約とする場合の年間平均完成工事高の取扱いについては、当該業務に含まれる工事の内容に応じて、当該工事の平均年割額（請負対象設計金額を業務実施年数で割った金額）とすることができる。

(地域維持型JVに入札参加を認める場合の取扱い)

第6条 地域維持型JVに競争入札参加を認める場合は、地域維持型JVの構成員が資格認定を受けていることを条件とする。

- 2 地域維持型JVに一般競争入札への参加を認める場合は、入札に参加しようとする者に求める資格要件のほか、次の事項を定めるものとする。

- (1) 地域維持型建設共同企業体取扱要綱（令和2年6月1日施行）第8条に掲げる事項
 - (2) 他の入札参加希望者（他の地域維持型JVの構成員を含む。）と一定の資本関係又は人的関係のあるものではないこと。
- 3 地域維持型JVに一般競争入札への参加を認める場合は、地域維持型JVの代表者は、入札公告に記載する提出期限までに地域維持型建設共同企業体取扱要綱に定める地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書を事業所管課の長を経由して市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項による申請があった場合、落札者を決定する日までに資格審査の結果を地域維持型JVの代表者に通知するものとし、審査の結果、資格を認定されなかった場合は、地域維持型JVが行った入札は無効とする。
 - 5 市長は、地域維持型JVを指名競争入札における指名業者としようとする場合は、地域維持業務の発注前に事業内容及び資格要件を提示し、資格申請期間を設け、申請させるものとする。
 - 6 市長は、前項の申請があった場合、指名通知を行う日までに資格審査の結果を地域維持型JVの代表者に通知するものとし、審査の結果、資格を認定した場合は、地域維持型JVを指名業者として選定する。
 - 7 地域維持型JVに入札参加を認める場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、地域維持型建設共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

（配置技術者等の兼務の取扱い）

第7条 技術者等（現場代理人を含む。）の配置を求める業務における建設工事の配置技術者等との兼務の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該業務の中に工事を含む場合は、建設工事の取扱いに準じる。
- (2) 当該業務の中に工事を含まない場合は、技術者等の専任配置又は常駐を求める業務を除き、建設工事の取扱いによる兼務制限の対象としない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。